

逗子市の良好な都市環境をつくる条例

平成4年6月25日逗子市条例第18号

改正 平成14年3月6日条例第5号

平成20年6月24日条例第14号

令和4年9月30日条例第14号

逗子市の良好な都市環境をつくる条例施行規則

平成4年8月15日逗子市規則第24号

改正 平成5年6月23日規則第14号

平成14年3月29日規則第22号

平成17年3月29日規則第8号

平成20年6月24日規則第18号

平成21年3月31日規則第8号

平成21年4月1日規則第18号

令和4年9月30日規則第27号

令和4年11月8日規則第28号

逗子市

○逗子市の良好な都市環境をつくる条例

平成4年6月25日逗子市条例第18号

改正 平成14年3月6日条例第5号

平成20年6月24日条例第14号

令和4年9月30日条例第14号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における自然環境の保全について適正な配慮がなされることを期し、環境影響評価等の手続その他必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、もって市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境影響評価 対象事業の実施が自然環境に及ぼす影響について事前に評価（予測調査を含む。）することをいう。
- (2) 対象事業 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為、木竹の伐採又は移植その他の規則で定める行為で、自然環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるものとして規則で定める要件に該当するものをいう。
- (3) 事業者 対象事業を実施する者（都市計画法の規定により対象事業が都市計画に定められる場合にあつては当該都市計画を定める者、第7条第1項に規定する評価書案の提出時期において対象事業を実施する者が定まっていない場合にあつては当該対象事業に係る計画を定める者）をいう。
- (4) 許認可等 法令又は条例に基づく許可、認可、特許、確認、承認その他これらに類する行為又は都市計画法の規定による都市計画の決定（変更を含む。）をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、この条例に定める手続の適正かつ円滑な運用を図るため、自然環境の保全に係る調査研究及び情報の収集に努めるとともに、自然環境保全上の基本的な計画を策定しなければならない。

2 市長は、自然環境の保全に係る知識の普及及び情報の提供に努め、この条例に定める手続の各段階に市民（市内に勤務する者、市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体その他本市の行政に利害関係を有する者を含む。以下同じ。）の意見

が反映されるようその運用に努めるとともに、他の公益目的との調和に配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、自然環境の保全を図るため、この条例に定める手続を遵守するとともに、自己の責任と負担において必要な措置を積極的に講じなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自然環境を保全するよう自ら努めるとともに、この条例に定める手続が適正かつ円滑に行われるよう協力しなければならない。

第2章 評価指針

(評価指針の策定)

第6条 市長は、環境影響評価に係る指針（以下「評価指針」という。）を策定しなければならない。

2 評価指針は、第3条第1項の計画及び既に得られている自然環境保全上の科学的知見に基づき、環境影響評価のために必要な項目、方法、範囲その他の事項について定めるものとする。

3 市長は、評価指針を策定するに当たっては、あらかじめ逗子市環境評価審査委員会（第23条第1項を除き、以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

4 市長は、評価指針を策定したときは、速やかにその内容、策定過程及び根拠を公示しなければならない。

5 前2項の規定は、第1項の評価指針の改定について準用する。

第3章 環境影響評価の手続

(評価書案の提出等)

第7条 事業者は、対象事業を実施しようとするときは、前条第1項の評価指針に基づき、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）を作成し、当該対象事業の許認可等の手続（複数の許認可等の手続を必要とする場合にあっては最初の手続、許認可等の手続を必要としない場合にあっては当該対象事業の実施）に先立ち、市長に提出しなければならない。

(1) 事業者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 対象事業の名称

(3) 対象事業の目的

(4) 対象事業の位置、実施区域、規模、実施方法その他の内容

(5) 評価指針に基づき配慮しようとする事項及びその措置の内容

(6) 前号のほか、自然環境の保全の見地から配慮しようとする事項及びその期待される効果

(7) 許認可等の手続を必要とする対象事業については、当該許認可等の種類及び内容

(8) 関係区域（事業者が対象事業を実施しようとする区域及びその周辺区域で、当該対象事業の実施が自然環境に著しい影響を及ぼすおそれのある区域であって、規則で定める区域をいう。以下同じ。）を示す図面

2 2以上の事業者が、1の対象事業又は相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合において、当該事業者のうちから代表者を定めたときは、当該代表者が、当該1の対象事業について、又は当該2以上の対象事業を合わせて、前項の規定により評価書案を作成し、提出することができる。

(評価書案の告示)

第8条 市長は、遅滞なく前条第1項の規定により提出された評価書案の概要を公示し、当該評価書案を公示の日の翌日から起算して20日間、規則で定めるところにより縦覧に供しなければならない。

(説明会の開催等)

第9条 事業者は、評価書案の内容を関係人（関係区域に住所を有する者又は関係区域に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体をいう。以下同じ。）に周知させるため、前条に規定する縦覧期間内に説明会を開催するほか、当該評価書案の要旨を記載した書類の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の説明会を開催する日時、場所その他の事項及び同項の規定による周知のための措置を、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

3 事業者は、市長が前条に規定する縦覧期間内に説明会を開催することが困難であると認める正当な理由があるときは、第1項の規定にかかわらず、当該縦覧期間を経過した後であっても、説明会を開催することができる。

4 事業者は、第1項又は前項に規定するところにより説明会を開催したときはその実施状況を、第1項又は前項の規定にかかわらず、説明会を開催しなかったときはその旨及び理由を市長に報告しなければならない。

(意見書の提出等)

第10条 市民は、第8条の規定により縦覧に供された評価書案の内容について、同条に規定する公示の日から起算して30日以内に、自然環境保全上の見地から意見書を作成し、市長に提出することができる。

2 市長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、その写しを事業者に送付しなければならない。

(公聴会の開催等)

第11条 市長は、第7条第1項の規定により提出された評価書案の内容について関係人その他関係区域に利害関係を有する者の意見を聴くため、公聴会を開催する必要があると認めるときは、第8条に規定する縦覧期間を経過した後、これを開催する

ものとする。

- 2 市長は、前項の規定により公聴会を開催しようとするときは、その日時、場所その他必要な事項を、開催予定日の10日前までに公示しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により公聴会を開催したときは、その記録を作成し、その写しを事業者に送付しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、公聴会について必要な事項は、規則で定める。
(見解書の提出等)

第12条 事業者は、第10条第1項の規定により提出された意見書の写し及び前条第3項の規定により作成された公聴会の記録の写しの送付があったときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した見解書(以下「見解書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 第10条第1項の規定により意見書が提出された場合における当該意見書の概要及び前条第1項の規定により公聴会が開催された場合における同条第3項の規定により作成された記録に記載された意見の概要
- (2) 前号に掲げる意見書及び意見についての事業者の見解

- 2 市長は、前項の規定による見解書の提出があったときは、遅滞なく当該見解書の概要を公示し、当該見解書を公示の日の翌日から起算して10日間、規則で定めるところにより縦覧に供しなければならない。
(委員会への諮問)

第13条 市長は、前条第2項の規定による公示をしたとき(前条第1項の見解書を作成する必要がない場合にあつては、その旨確認ができたとき)は、遅滞なく、第7条第1項の規定により提出された評価書案について、次に掲げる書類を添えて委員会に諮問しなければならない。

- (1) 第10条第1項の規定により意見書が提出された場合における当該意見書
- (2) 第11条第1項の規定により公聴会が開催された場合における同条第3項の規定により作成された記録
- (3) 前条第1項の規定により見解書が提出された場合における当該見解書
(審査書の作成等)

第14条 市長は、前条の規定による諮問に係る委員会の答申があつたときは、第7条第1項の規定により提出された評価書案について、自然環境保全上の見地から前条各号に掲げる書類の内容を勘案するとともに、当該答申を尊重して審査し、その結果に基づく意見を記載した審査書(以下「審査書」という。)を作成しなければならない。

- 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、委員会の意見に基づき、自然環境保全上の見地から事業者に対する指導を内容とする意見を審査書に付することができる。

- 3 市長は、審査書を作成したときは、遅滞なく当該審査書を事業者に送付するとともに、審査書の概要を公示しなければならない。

(評価書の提出等)

第15条 事業者は、前条第3項の規定による審査書の送付があったときは、第7条第1項の規定により作成した評価書案について当該審査書に基づき検討を加え、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下「評価書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 第7条第1項第1号から第6号までに掲げる事項

(2) 当該評価書案の変更(代替案の作成を含む。以下同じ。)をしたものについては、その内容及び経過(変更をしない場合にあっては、その理由)

- 2 市長は、前項の規定による評価書の提出を受けたときは、遅滞なく当該評価書の概要を公示しなければならない。

(完了書の交付及び評価書の公示等)

第16条 市長は、前条の規定による評価書の提出があったときは、当該提出の日の翌日から起算して10日以内に、当該評価書に係る対象事業の環境影響評価の手続が完了した旨を記載した完了書(以下「完了書」という。)を作成し、事業者に交付しなければならない。この場合において、市長は、当該評価書の内容が第14条第1項の規定により作成した審査書の内容と異なるときは、当該事実を付記することができる。

- 2 市長は、前項の規定による完了書の交付をしたときは、遅滞なく前条の評価書の概要及び当該完了書の内容を公示し、同条の評価書及び当該完了書の写しを公示の日の翌日から起算して7日間、規則で定めるところにより縦覧に供しなければならない。

第4章 変更手続

(対象事業変更の届出等)

第17条 事業者は、第7条第1項の規定により評価書案を提出してから前条第1項の規定により完了書が交付される日までの間に、当該評価書案に記載された事項を変更しようとするとき(審査書に基づき変更する場合を除く。)又は当該評価書案に係る対象事業の実施を中止し、若しくは廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更として市長が認めたものについては、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく当該届出の内容を公示しなければならない。

- 3 第1項の規定による届出のうち事業者の変更(対象事業の実施内容の変更を伴うものを除く。)の届出があった場合においては、変更前の事業者の対象事業について行われたこの条例の規定による環境影響評価の手続は、変更後の事業者の対象事業

について行われたものとみなす。

(対象事業変更等による再手続)

第 18 条 事業者は、前条第 1 項の規定による変更（前条第 3 項の事業者の変更を除く。）を届け出た対象事業について、当該届出の前にこの条例の規定による環境影響評価の手続の全部又は一部を完了している場合において、当該変更が自然環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるものと市長が認めるときは、既に完了している環境影響評価の手続の全部又は一部を行わなければならない。

2 前条及び前項の規定は、事業者が第 16 条第 1 項の規定による完了書を交付された日以後において、当該完了書に係る対象事業の実施内容を変更して実施しようとする場合に準用する。

(対象事業の新たな実施とみなす場合の再手続)

第 19 条 市長は、事業者が第 16 条第 1 項の規定による完了書を交付された日から 5 年を経過した後当該完了書に係る対象事業に着手しようとするとき、事業者が第 21 条第 1 項の規定による届出書を提出した後当該届出書に係る対象事業を 5 年以上中断して再開しようとするとき又は事業者が第 30 条第 1 項の規定により同項第 1 号に該当するものとして勧告を受けた日から 1 年を経過した後当該勧告に係る環境影響評価の手続を行おうとするときは、対象事業の新たな実施とみなし、当該事業者に対し、この条例の規定による手続の全部又は一部を行わせなければならない。

第 5 章 着手及び完了の手続

(対象事業の着手制限)

第 20 条 事業者は、逗子市まちづくり条例（平成 14 年逗子市条例第 4 号）第 26 条の規定による事前協議確認通知書又は同条例第 30 条の規定による再協議確認通知書を交付された日以後でなければ、当該対象事業に着手してはならない。ただし、土地の形状変更とはならない用地取得等の先行行為については、この限りでない。

(着手届等)

第 21 条 事業者は、対象事業に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書（以下「着手届」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 対象事業の名称
- (3) 対象事業の着手予定年月日
- (4) 対象事業の完了予定年月日
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めた事項

2 市長は、前項の規定による着手届の提出があったときは、遅滞なく当該着手届の内容を公示しなければならない。

(完了届等)

第 22 条 事業者は、対象事業が完了したとき又は対象事業を中止したとき（第 17 条第 1 項の規定が適用される場合を除く。）は、規則で定めるところにより、10 日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第 6 章 逗子市環境評価審査委員会

(設置)

第 23 条 市長の附属機関として、逗子市環境評価審査委員会を置く。

2 委員会は、この条例によりその権限に属することとされている事項及び市長の諮問に応じ環境影響評価に係る重要事項を調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する。

(組織)

第 24 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 25 条 委員の任期は、3 年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 26 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営事項の委任)

第 27 条 この章に規定するもののほか、委員会の運営について必要な事項は、規則で定める。

第 7 章 雑則

(実地調査への協力要請)

第 28 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他の者が所有し、又は占有する土地において実地調査を行う必要があると認めるときは、当該土地への立入りについて、当該土地の所有者又は占有者に協力を求めることができる。

(事後の評価等)

第 28 条の 2 市長は、第 22 条第 1 項の規定による完了の届出が提出された後 5 年以内に限り、当該対象事業の実施と評価書との整合性又は環境への影響について必要があると認めたときは、その状況を調査し、評価を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による調査を行うときは、当該土地への立入りについて、当該土地の所有者又は占有者に協力を求めることができる。

(隣接市町長の意見聴取)

第 29 条 市長は、第 7 条第 1 項の規定による評価書案の提出があった場合において、当該評価書案に記載されている同項第 4 号に掲げる実施区域に本市の区域に属しない区域が含まれているときは、第 14 条第 1 項の規定による審査書の作成に先立ち、当該区域を管轄する市長又は町長に当該評価書案の写しを送付し、当該区域の当該対象事業に係る自然環境保全上の見地からの意見を求めることができる。

(指導、勧告及び公表)

第 30 条 市長は、事業者が次の各号の一に該当するときは、当該事業者に対し、必要な指導又は勧告をしなければならない。

- (1) この条例に定める手続の全部又は一部を行わなかったとき。
- (2) 第 20 条の規定に違反して、対象事業を実施したとき。
- (3) 第 28 条の 2 の規定による評価の結果、当該対象事業の実施と評価書との間に著しい差異があると認められたとき。

2 市長は、事業者が前項の指導又は勧告に従わないときは、当該事実、第 7 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項その他市長が必要があると認める事項を公表することができる。

(小規模対象事業の手続の特例)

第 31 条 対象事業のうち小規模なものとして規則で定める要件に該当するものに係る環境影響評価の手続については、規則に定めるところにより、この条例の規定の適用について調整を行うものとする。

(国等の特例)

第 32 条 国及び地方公共団体その他これに準じる法人で市長が特に認めたもの(以下「国等」という。)が対象事業を実施しようとする場合におけるこの条例の規定の適用については、市長と当該国等が協議して定めるものとする。

(国の措置が適用される対象事業の特例)

第 33 条 国の行政機関の定める環境影響評価に関する措置等に定める規定により行われる環境影響評価の手続その他の行為については、この条例の規定による手続等に従って行われたものとみなす。

(他法令との調整)

第 34 条 市長は、対象事業に係る環境影響評価に関する手続その他の行為が定められている法令に定める当該手続その他の行為と当該対象事業に係るこの条例に定める手続等との調整を行うものとする。

(適用除外)

第 35 条 この条例の規定は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 87 条の規定による災害復旧事業又は再度災害の防止のため災害復旧事業と併せて施行することを必要とする施設の新設若しくは改良に関する事業である対象事業その他災害復

旧のために緊急に実施する必要があると市長が認める対象事業、建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条第1項の規定が適用される場合の同項に規定する土地区画整理事業である対象事業及び神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号）の規定が適用される対象事業については、適用しない。

（委任）

第36条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1条、第2条、第3条第1項、第6条及び第6章並びに附則第4項の規定は、平成4年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例施行の際、現に、許認可等の申請等を必要とする対象事業にあつては当該申請等（複数の許認可等の申請等を必要とする場合にあっては最初の申請等）がなされ、許認可等の申請等を必要としない対象事業にあつては当該対象事業の着手がなされているものについては、この条例の規定は適用しない。

（都市計画に係る対象事業の特例）

- 3 都市計画法の規定により市街地開発事業又は都市施設として都市計画に定められる対象事業については、この条例の規定にかかわらず、当該都市計画を定める者が、都市計画における環境影響評価の実施について（昭和60年6月6日付け建設省都計発第34号建設省都市局長通達）に定めるところにより環境影響評価の手続等を行うものとする。

（逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

- 4 逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年逗子市条例第6号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成14年3月6日条例第5号）

この条例は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成20年6月24日条例第14号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に逗子市の良好な都市環境をつくる条例第16条第1項に規定する完了書を交付した対象事業に係る環境影響評価の手續については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に逗子市まちづくり条例（平成14年逗子市条例第4号）第23条第1項に規定する開発事業事前協議申請書が提出された開発事業の対象区域内における建築行為については、改正後の逗子市景観条例第16条第3項の届出は要しない。
- 4 この条例の施行前に逗子市景観条例第19条第1項に規定する景観事前相談書が提出された対象事業に係る逗子市景観計画の景観形成の基準等の適用については、なお従前の例による。

○逗子市の良好な都市環境をつくる条例施行規則

平成4年8月15日逗子市規則第24号

改正 平成5年6月23日規則第14号

平成14年3月29日規則第22号

平成17年3月29日規則第8号

平成20年6月24日規則第18号

平成21年3月31日規則第8号

平成21年4月1日規則第18号

令和4年9月30日規則第27号

令和4年11月8日規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、逗子市の良好な都市環境をつくる条例（平成4年逗子市条例第18号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の定義は、条例で使用する用語の例による。

(対象事業の要件)

第3条 条例第2条第2号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとし、同号の規則で定める要件は、それぞれ当該各号に定める行為とする。

(1) 開発行為で、開発区域の面積が300平方メートル以上のもの。ただし、市街化区域内かつ環境影響評価に係る指針で定める自然環境ランクのDランクが80パーセント以上であるものを除く。

(2) 木竹の伐採又は移植木竹の集団の伐採又は移植で、対象面積が300平方メートル以上のもの。ただし、枯損若しくは仮植したもの、防災上若しくは通常管理上必要な行為又は松くい虫防除等法令若しくは法令に基づく処分による義務の履行のために必要なものを除く。

(3) 土石の採取 対象面積が300平方メートル以上のもの

2 同一又は共同性を有する事業者が、一体的利用がなされていた土地、所有者が同一であった土地又は隣接した土地において同時若しくは連続して行う前項各号に掲げる行為であって、全体として一体的土地利用又は一体的造成を行うとみなされる場合は、一の行為とみなす。この場合において、予定されている行為を含む。

3 前項の規定にかかわらず、先行する行為の目的とするすべての建築物の建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定に基づく検査済証が交付された後に行う行為又は同検査済証が交付される前であって、次の各号のいずれかに該当する行為については、一の行為とみなさない。

(1) 連続して第1項各号に掲げる行為を行う場合で、先行する当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく許可を要するものである場合において、同法第17条第2項の規定に基づく検査済証の交付後1年6月を経過した後に行う行為

(2) 連続して第1項各号に掲げる行為を行う場合で、先行する当該行為が建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づき道の位置の指定を受けた場合において、当該指定の公告後1年6月を経過した後に行う行為

(評価書案の提出)

第4条 条例第7条第1項の規定による環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）の提出は、環境影響評価書案（第1号様式）により行うものとし、当該評価書案の作成に当たり、基礎資料として用いた書類を添付しなければならない。

(関係区域)

第5条 条例第7条第1項第8号に規定する規則で定める関係区域は、当該対象事業を実施する区域の周辺100メートルとする。ただし、対象事業の実施による影響が顕著であると市長が認める場合にあつては200メートル以内で市長が認める範囲とし、第26条に規定する小規模対象事業にあつては逗子市まちづくり条例施行規則（平成14年逗子市規則第34号）第4条に規定する近隣住民の範囲とする。

(評価書案の縦覧)

第6条 条例第8条の規定により評価書案を縦覧に供しようとするときは、あらかじめ、当該評価書案を縦覧に供する場所（以下「縦覧場所」という。）、期間（以下「縦覧期間」という。）その他必要な事項を公示しなければならない。

2 縦覧場所は、逗子市環境都市部まちづくり課その他の市長が指定する場所とする。

3 縦覧期間の日数には、逗子市の休日を定める条例（平成元年逗子市条例第21号）第1条第1項に規定する休日を算入しない。

(準用)

第7条 前条の規定は、条例第12条第2項及び条例第16条第2項の規定による縦覧について準用する。

(説明会等の実施届)

第8条 条例第9条第2項の規定による届出は、条例第7条の規定による評価書案を提出した日の翌日から起算して10日以内に、説明会等の実施届（第2号様式）により行うものとする。

(説明会開催の報告等)

第9条 条例第9条第4項の規定による説明会を開催したときの報告は、条例第8条の規定による縦覧期間の満了の日（条例第9条第3項の規定により当該縦覧期間を経過した後の開催である場合にあつては、その開催の日）の翌日から起算して5日以内に、説明会開催報告書（第3号様式）により行うものとする。

2 条例第9条第1項又は第3項に規定するところにより説明会を開催しなかったときの同条第4項の規定による報告は、直ちに説明会不開催報告書（第4号様式）により行うものとする。

（意見書の提出方法）

第10条 条例第10条第1項の規定により意見書を提出しようとする者は、当該意見書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

（1）氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

（2）対象事業の名称

（3）意見

（公聴会の開催等）

第11条 条例第11条第1項の規定により開催される公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の5日前までに、書面によりその旨を市長に申し出なければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（1）氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

（2）関係区域に利害関係を有する者については、当該利害関係の内容

（3）対象事業の名称

（4）意見の要旨

第12条 市長は、前条第1項の規定による申出をした者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）をあらかじめ選定するものとする。

2 市長は、公聴会の運営を円滑にするために必要があると認めるときは、公述人が意見を述べる時間（以下「公述時間」という。）をあらかじめ定めることができる。

3 公述人の選定又は公述時間の設定は、公平かつ適正に行わなければならない。

4 市長は、公述人を選定し、又は公述時間を定めたときは、その旨を前条第1項の規定により申し出た者に通知するものとする。

第13条 公聴会は、市長又はその指名する市職員が議長となり主宰する。

第14条 公述人は、意見を述べようとするときは、その意見を聴こうとする評価書案の範囲を超え、又は自然環境保全上の見地の範囲を超えて発言してはならない。

2 議長は、公述人が前項の規定に違反して発言したときは、その発言を禁止し、又は公述人に不穏当な言動があつたときは、当該公述人を退場させることができる。

第15条 公述人は、あらかじめ市長の承認を得たときは、代理人に意見を述べさせることができる。

第16条 市長は、必要があると認めるときは、公聴会にその意見を聴こうとする評価

書案に係る事業者の出席を求め、当該事業者（その代理人として市長が承認した者を含む。）に意見を述べさせることができる。

第17条 市長は、特に必要があると認めるときは、公聴会に参考人の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

第18条 議長は、公聴会の秩序を維持し、その運営を円滑にするために必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。

第19条 条例第11条第3項の規定により作成する記録には、次に掲げる事項を記載し、議長が記名押印しなければならない。

- (1) 公聴会において意見を聴いた対象事業の名称
- (2) 公聴会の日時及び場所
- (3) 出席した公述人の氏名及び住所
- (4) 公述人の発言の要旨
- (5) その他公聴会の経過に関する事項

第20条 第11条から前条までの規定のほか、公聴会の開催方法等について必要な事項は、市長が別に定める。

(見解書の提出)

第21条 条例第12条第1項の規定による見解書の提出は、見解書（第5号様式）により行うものとする。

(評価書の提出)

第22条 条例第15条の規定による環境影響評価書（以下「評価書」という。）の提出は、環境影響評価書（第6号様式）により行うものとする。

(変更の届出)

第23条 条例第17条第1項の規定による届出は、条例第7条第1項第1号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするときにあっては対象事業変更届出書（第7号様式）により、対象事業を中止し、又は廃止しようとするときにあっては対象事業中止（廃止）届出書（第8号様式）により行うものとする。

(着手届の提出)

第24条 条例第21条第1項の規定による届出書の提出は、対象事業着手届出書（第9号様式）により行うものとする。

(完了等の届出)

第25条 条例第22条第1項の規定による届出は、対象事業完了（中止）届出書（第10号様式）により行うものとする。

(小規模対象事業の手続)

第26条 条例第31条に規定する規則で定める要件は、この規則第3条に規定する要件を満たす対象事業のうち、当該面積が1,000平方メートル未満のものとする。

2 前項に規定する要件に該当する対象事業については、条例第 11 条、第 12 条（事業者において見解書の作成が必要であると認めるときを除く。）及び第 28 条の 2 の規定は適用しない。

3 第 1 項に規定する要件に該当する対象事業に係る次の表の左欄に掲げる条例の規定の適用については、当該規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ当該右欄に掲げる字句とする。

第 8 条	20 日間	10 日間
第 10 条第 1 項	30 日以内	15 日以内
第 13 条	前条第 2 項の規定による公示をした	第 10 条第 1 項に規定する意見書の提出期間が満了した

（委任）

第 27 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 4 年 9 月 1 日から施行する。

2 削除

（平成 5 年規則 14 号）

附 則（平成 5 年 6 月 23 日規則第 14 号）

この規則は、平成 5 年 6 月 25 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日規則第 22 号）

この規則は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 29 日規則第 8 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 6 月 24 日規則第 18 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日規則第 8 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日規則第 18 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月 30 日規則第 27 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 11 月 8 日規則第 28 号）

（施行期日）

1 この規則は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）の

施行の日から施行する。

逗子市長

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

逗子市の良好な都市環境をつくる条例第7条第1項の規定により、次のとおり提出します。

対象事業の名称等	名 称			整理番号	※
	目 的				
	位置又は実施区域				
	規模実施方法 その他の内容				
評価指針に基づき配慮しようとする事項及びその措置の内容					
自然環境の保全の見地から配慮しようとする事項及びその期待される効果					
対象事業を実施するのに必要な許認可等の種類及び内容					
対象事業の実施予定期間	着工予定年月日	年	月		
	完成予定年月日	年	月		
そ の 他					

- 注 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 対象事業の名称等の欄のうち、名称の欄には、事業者が対象事業に付した固有の名称を、位置又は実施区域の欄には、対象事業が実施される位置又は実施区域の代表地番を記入し、当該位置又は実施区域付近の図面を添付してください。
- 3 対象事業を実施するのに必要な許認可等の種類及び内容の欄には、対象事業を実施するのに必要な許可、認可その他これらに相当する行為の種類、根拠法令の名称及び適用条項を記入してください。

第2号様式

説明会等の実施届

年 月 日

逗子市長

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日に届け出た事業に係る環境影響評価の説明会等の実施について、逗子市の良好な都市環境をつくる条例第9条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称			整理番号	※
対象事業の実施予定年月日	着工予定年月日	年 月 日		
	完成予定年月日	年 月 日		
説明会開催日時等	説明会	開催日時		
		場 所		
		説 明 者		
	周知のための措置			
	説明書等予定配布部数			
	そ の 他 の 方 法			
そ の 他				
備 考				

- 注 1 ※印の欄には、記入しないでください。
2 配布を予定している書類を添付してください。

説明会開催報告書

年 月 日

逗子市長

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日に届け出た事業に係る説明会の結果について、逗子市の良好な都市環境をつくる条例第9条第4項の規定により、次のとおり報告します。

対象事業の名称			整理番号	※
対象事業の実施予定年月日	着工予定年月日	年 月 日		
	完成予定年月日	年 月 日		
開催状況	説明会	開催日時		
		場 所		
		説 明 者		
		関係住民の出席状況		
		討議の概要		
	説明会配布資料			
そ の 他				
備 考				

注 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 説明会等を実施した地域については、その実施地域を表示した図面を添付してください。

3 説明書等を配布した場合には、前項の添付図面に配布した地域を表示してください。

第4号様式

説明会不開催報告書

年 月 日

逗子市長

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日に届け出た事業に係る説明会の結果について、逗子市の良好な都市環境をつくる条例第9条第4項の規定により、次のとおり報告します。

対象事業の名称		整理番号	※
対象事業の実施予定期間	着工予定年月日	年 月	
	完成予定年月日	年 月	
開催しなかった理由			
そ の 他			
備 考			

注 ※印の欄には、記入しないでください。

見 解 書

年 月 日

逗子市長

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

逗子市の良好な都市環境をつくる条例第12条第1項の規定により、次のとおり提出します。

対象事業の名称等	名 称		整理番号	※
	目 的			
	位置又は実施区域			
	規模実施方法 その他の内容			
関 係 区 域				
意見書の番号及び概要		意見書に対する見解		
公聴会の記録に記載された意見の概要		公聴会の意見に対する見解		
備 考				

- 注 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 意見書の番号の欄には意見書の送付の際に意見書ごとに市長が付した番号及び概要を記入し、意見書に対する見解の欄には意見書の番号の欄に記入した番号に対応して意見書に対する見解を記入してください。
- 3 公聴会の意見に対する見解は、概要欄の意見に対応して見解を記載してください。
- 4 関係区域を表示した図面を添付してください。
- 5 その他評価書案の添付をもって当該各欄の記載に代えることができます。

環境影響評価書

年 月 日

逗子市長

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

逗子市の良好な都市環境をつくる条例第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称等	名 称	整理番号	※
	目 的		
	位 置 又 は 実 施 区 域		
	規 模 、 実 施 方 法 そ の 他 の 内 容		
評価指針に基づき配慮しようとする事項及びその措置の内容			
自然環境保全の見地から配慮しようとする事項及びその期待される効果			
対象事業を実施するのに必要な許認可等の種類及び内容			
関 係 区 域			
意見書及び公聴会の記録に記載された意見の概要			
事 業 者 の 見 解			
意見書に対する見解書の概要			
審査書に記載された市長の意見			
審査書に基づく評価書案の修正内容（代替案含む。）及びその経過			
対 象 事 業 の 実 施 予 定 期 間	着工予定年月日	年 月 日	
	完成予定年月日	年 月 日	
備 考			

- 注 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 対象事業の名称等の欄のうち、名称の欄には、事業者が対象事業に付した固有の名称を、位置又は実施区域の欄には、対象事業が実施される位置又は実施区域の代表地番を記入し、当該位置又は実施区域付近の図面を添付してください。
- 3 対象事業を実施するのに必要な許認可等の種類及び内容の欄には、対象事業を実施するのに必要な許可、認可その他これらに相当する行為の種類、根拠法令の名称及び適用条項を記入してください。
- 4 対象事業の名称等及び審査書に基づく評価書案の修正内容及びその経過を除く各欄については、意見書の概要等審査書に記載された市長意見、環境影響予測評価書案、見解書及び審査書を添付することにより、当該各欄についての記載に代えることができます。

年 月 日

逗子市長

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

逗子市の良好な都市環境をつくる条例第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称		整理番号	※
変更事項	<input type="checkbox"/> 事業者の変更 <input type="checkbox"/> 氏名（法人にあつては、名称又は代表者の氏名）の変更 <input type="checkbox"/> 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）の変更 <input type="checkbox"/> 対象事業の名称の変更 <input type="checkbox"/> 位置、実施区域の変更 <input type="checkbox"/> 目的の変更 <input type="checkbox"/> 規模その他の内容の変更 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	変更内容	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日		年 月 日	
変 更 理 由			
連絡先（事業者の変更にあつては新旧）		部 課 係	
		担当者氏名	電話番号（内線）
備 考			

- 注 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 2 変更事項の欄には、該当する□内にレ印を記入し、その他に該当する場合には、その理由を（ ）内に記入してください。

第8号様式

対象事業中止（廃止）届出書

年 月 日

逗子市長

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

逗子市の良好な都市環境をつくる条例第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称		整理番号	※
中止（廃止）年月日	年 月 日		
届出の理由	<input type="checkbox"/> 事業を実施しないこととしたため <input type="checkbox"/> 対象事業でなくなったため <input type="checkbox"/> 他の対象事業に変更したため <input type="checkbox"/> その他（ ）		
中止（廃止）の理由			
連絡先	部	課	係
	担当者氏名	電話番号	(内線)
備考			

注 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 変更事項の欄には、該当する□内にレ印を記入し、その他に該当する場合には、その理由を（ ）内に記入してください。

第9号様式

対象事業着手届出書

年 月 日

逗子市長

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

逗子市の良好な都市環境をつくる条例第21条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称		整理番号	※
着手予定年月日	年 月 日		
完了予定年月日	年 月 日		
工事の施行者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)		
連絡先	部 課 係 担当者氏名 電話番号 (内線)		
備考			

注 ※印の欄には、記入しないでください。

対象事業完了（中止）届出書

年 月 日

逗子市長

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

逗子市の良好な都市環境をつくる条例第22条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称		整理番号	※
完了（中止）年月日	年 月 日		
供用開始年月日	年 月 日		
工事の施行者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)		
供用開始後の管理者			
連絡先	部 課 係 担当者氏名 電話番号 (内線)		
中止の場合はその理由			
備考			

注 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 中止の場合は、供用開始年月日及び供用開始後の管理者の欄は記入しないでください。

環境影響評価に係る指針

逗子市の良好な都市環境をつくる条例第6条第1項の規定により、環境影響評価のために必要な項目、方法、範囲その他の事項に係る指針を次のとおり定める。

1 環境影響評価の項目

- (1) 対象事業の実施が環境に及ぼす影響についての評価を行うための項目は、次に掲げるものとする。
 - ア 生態系維持機能
 - イ 居住快適性維持機能
 - ウ 土地機能
- (2) 各環境評価に当たっては、自然環境評価システムに入力されているデータ（10メートルメッシュごとに入力した自然環境要素、機能を構成する要素の評価、機能ごとの総合評価及び自然環境に関する総合評価）を使用することとする。

2 環境影響評価の方法

- (1) 事業者は次に定める環境保全目標量及び配慮事項に係る環境影響評価を実施し、それに基づき評価書案を作成する。
- (2) 環境保全目標による環境影響評価
 - ア 事業者は評価に当たっては、対象事業実施区域について1-(1)に定める機能の総合評価により策定された10メートルメッシュ（以下メッシュという。）ごとの自然環境ランク及び環境保全目標（別表第1及び別表第2）に基づき、対象事業に係る環境保全目標量を算定する。
 - イ 事業者は、前項の環境保全目標量を達成できる範囲内で環境の改変量を決定する。
- (3) 配慮事項に係る環境影響評価
 - ア 事業者は、環境保全目標量に係る環境影響評価の終了後、イからエに掲げる各機能ごとの配慮事項に基づく環境影響評価を行い、事業計画を作成するものとする。

なお、評価に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

 - (ア) 事業区域の決定に当たっては、別表1、2に定める自然環境ランクの高いメッシュを優先して保全することを基本として行なうものとする。
 - (イ) 対象事業区域内の同一ランクの評価に際しては、次に掲げる機能については、
 - a 生態系維持機能
 - b 居住快適性維持機能
 - c 土地機能

イ 生態系維持機能

生態系維持機能は、植生から見た自然度と群落の種類の多様性によって評価する。また植生は、自然環境に関する様々な機能を高める上では重要な要素であり、居住快適性維持機能（被視頻度）、土地機能の評価を行う際にもその影響が大きくなっているため、環境の改変に当たっては最優先に考慮される項目となる。生態系維持機能を低下させないためには、自然林や種の多様性の高い樹林地の改変は極力行わないことが必要である。

生態系維持機能の評価については、植生自然度の評価結果を優先して行なうものとする。

(ア) 植生自然度

植生の自然度により評価するものとする。自然林は、自然の生態系を維持するための基盤となるものであり、人間は都市の生活においても自然の生態系システムとは無関係ではあり得ないため、自然林を保全することは、まちづくりにおいても最優先されるべきものである。環境の改変に当たっては、自然林を保全区域に組み入れる等の処置がされるべきである。改変される場合には、その影響が及ぶ範囲を最小限にとどめるような配慮が望ましい。

段階ごとの評価基準は、次のとおりとする。

- V { マサキ-トベラ群集、ヤブコウジ-スダジイ群集、ホソバカナワラビ-スダジイ群集、イノデ-タブノキ群集、イロハモミジ-ケヤキ群集、フトイ-ヨシ群落
(自然林)
- IV { アオキ-シロダモ群落、二次林（オニシバリ-コナラ群集、ヤマザクラ-コナラ群落、エノキ-ミズキ群落）、低木二次林（ススキ-ハコネウツギ群落）、クズを伴う二次林、モウソウチク・マダケ林
(二次林)
- III { クスノキ造林地、マテバシイ造林地、スギ・ヒノキ造林地、クロマツ造林地、クヌギ造林地、オオシマザクラ造林地、アズマネザサ-ススキ群集及びセイダカアワダチソウ-ススキ群落、クズを伴うアズマネザサ-ススキ群集、チゴザサ-ヨシ群落（オギ群落を含む）、セリ-ヨシ群落（耕作放棄水田雑草群落）
(植林・草地)
- II { クサイチゴ-タラノキ群集、ヒメムカシヨモギ-オオアレチノギク群落（耕作放棄畑地雑草群落）、梅園
(草地)
- I { カラスビシャク-ニシキソウ群集（耕作畑地雑草群落）、ニシキソウ-オオニシキソウ群落、チカラシバ-ヤブガラシ群落（路傍雑草群落）、ニワホコリ-カゼクサ群集、シバ群落、吹きつけ地（シナダレスズメガヤ、オニウシノケグサ等）、植栽園（イチヨウ、スギ、ジンチョウゲ、イヌツゲ、ヒサカキ他）、ウリカワ-コナギ群集（水田雑草群落）、常緑広葉樹の植栽の多い住宅地（モチノキ、クロマツ、モッコク、スダジイ、マサキ等）、住宅地及び裸地、造成地
(草地・造成地)

ランクごとの配慮事項

- V {
 - ・自然林は保全が最も望ましく、改変は極力行わないこと。
 - ・保全を図る際には(V)ランクを囲む緑地も緩衝帯として極力保全すること。
 - ・Vランクが分散している区域での改変区域を決定する時は、周囲の状況(開発予定地外も含む)を考慮すること。
- IV {
 - ・種の多様性の高い二次林が中心となっているため保全が望ましい。
 - ・改変後の残地の復元については、現存植生または潜在植生を基本として行うこと。
 - ・Vランクの保存を図る際の、緩衝帯としての役割を考慮すること。
- III {
 - 造林地が中心となっており自然度は低いので、改変後の残地は樹林の復元を図る等景観に配慮が望ましい。
- II {
 - 農耕地、草原が中心となっているので保全の価値は比較的低い。改変後の残地は緑化に努めること。
- I {
 - 市街地、造成地のため、改変後の残地は緑化に努めること。

(イ) 植物群落構成分類

生態系維持機能の評価を植生自然度のみによって行った場合は、多くの種類の生物にとって、二次林が果たしている役割が評価されないため、自然度による植生の評価手法とは別の観点として種の多様性の高さにより評価するものである。種の多様性の高さとは、単に植物の種数が多いだけではなく、高木、低木、下草がバランス良く成育している状態をいうものであり、その差異(植物群落の形態、構造)により、そこに生息する生物の種類が決定されることとなる。

段階ごとの評価基準は、次のとおりとする。

- V {
 - マサキトベラ群集、オニシバリ-コナラ群集、ヤマザクラ-コナラ群落、エノキ-ミズキ群落、アオキ-シロダモ群落、クロマツ造林地、オオシマザクラ造林地、クヌギ造林地
 - (自然林・二次林・植林)
- IV {
 - ヤブコウジ-スダジイ群集、ホソバカナワラビ-スダジイ群集、イノデ-タブノキ群集、イロハモミジ-ケヤキ群集、スギ・ヒノキ造林地、クスノキ造林地、モウソウチク・マダケ林、マテバシイ造林地、常緑広葉樹の植栽の多い住宅地(モチノキ、クロマツ、モッコク、スダジイ、マサキ等)
 - (自然林・二次林・植林)
- III {
 - クサイチゴ-タラノキ群集、植栽園(イチヨウ、スギ、ジンチョウゲ、イヌツゲ、ヒサカキ他)、梅園、ススキ-ハコネウツギ群落、クズを伴う二次林
 - (草地・植栽園)
- II {
 - アズマネザサ-ススキ群集及びセイダカアワダチソウ-ススキ群落、セリ-ヨシ群落(耕作放棄水田雑草群落)、ヒメムカシヨモギ-オオアレチノギク群落(耕作放棄畑地雑草群落)、フトイ-ヨシ群落、チゴザサ-ヨシ群落(オギ群落を含む)、シバ群落、ニシキソウ-オオニシキソウ群落、チカラシバ-ヤブガラシ群

- 落(路傍雑草群落)、吹きつけ地(シナダレスズメガヤ、オニウシノケグサ等)、クズを伴うアズマネザサ-ススキ群集
(草地)
 - I
 - ニワホコリ-カゼクサ群集、ウリカワ-コナギ群集(水田雑草群落)、カラスビシャク-ニシキソウ群集(耕作畑地雑草群落)
(草地)
 - 0
 - 住宅地及び裸地、造成地、開放水域

ランクごとの配慮事項

- V
 - 高木、低木、下草がバランス良く配置しているため、保全が望ましい。
- IV
 - 高木、低木、下草のバランスにやや欠けるが比較的種の多様性が高いので、Vランクに次いで保全が望ましい。
- III
 - 低木層と下草が中心となっているためバランスに欠け種の多様性は高くない。保全の際にはバランスに留意すること。
- II
 - 草地の被覆率が50%以上で樹木はほとんど存在しないため、種の多様性は低い。改変残地は緑化に努めること。
- I
 - 草地の被覆率が50%以下で樹木が存在しないため、種の多様性は最も低い。改変残地は緑化に努めること。

ウ 居住快適性維持機能

緑地の被視頻度による評価は、市街地部(細密土地利用図を活用・国土地理院)に1,654箇所(10メートルメッシュによる。)の視点を設定し、各視点ごとに市内全メッシュ(約171,000件)について可視、不可視を計算し、多くの視点から見られるメッシュを高く評価するものである。市街地の多くの地点から見られる緑地は、景観上質が高い緑地として評価した。市街地の周囲に広がる緑地は、景観に変化を与え、生活空間での潤いや快適性を高める要素の一つとなっている。したがって、市街地の多くの地点から見ることでできる箇所での改変は、極力行われるべきではない。居住快適性に関する配慮事項は、緑地の景観植生が中心となるが、植生に関する配慮とは異なり、植林により機能の低下をある程度防ぐことが可能であるため、改変後の残地についても復元に努めることが必要である。

ランクごとの評価基準及び配慮事項

最も見られる場所は、1,654箇所の視点の内699箇所の視点から見られる場所となっているため、半数の350箇所を基にしてランクを次のとおり設定した。

- III
 - ・350箇所以上の視点から見られる場所。
 - ・広範囲から見ることでできる緑地帯であり、改変された場合には最も影響を受けやすい場所であるため、改変は望ましくない。
 - ・改変後の残地は、緑地の復元に努め、また緑地としての景観を損ねることのないよう視点の所在箇所を意識した方法をとるよう配慮すること。

- II [
 - ・350 箇所以下の視点から見られる場所。
 - ・改変後の残地は景観に配慮した緑地の復元に努めること。
- I [
 - ・視点から全く見えない場所。
 - ・改変後の残地は緑地の復元に努めること。

エ 土地機能

保水能力や土砂崩壊防止・土壌浸食防止能力といった土地を保全する機能で、人の生命・財産を直接的に脅かす洪水や土砂崩れなどの災害を防止する機能である。

なお、評価は市内での総合評価として行うのではなく、植生自然度による評価と同様に、土地機能の絶対的な評価をするものである。

(ア) 保水機能

土地が水を受ける面での立地上の優劣と、受けた水の保持力に関する土地の属性の優劣の和により評価を行うものとする。

必要とする環境要素は、表層地質、土壌分類、年降水量、土地利用、地形分類、傾斜である。

土地機能の中では、環境の変化による影響を最も受けやすいため、自然環境の改変に当たっては、保存すべき緑地を決定する際の配慮事項として、他の二つの機能に比べ優先すること。

ランクごとの評価基準及び配慮事項

- V [
 - ・機能は大。機能の低下となるので改変は極力行わないことが望ましい。
 - ・改変する場合は、透水性の確保及び雨水の排水について特に配慮すること。
- IV [
 - ・機能はやや大。V ランクに次いで機能が高く、洪水等の災害の抑止となっているため、改変は極力行わないことが望ましい。
 - ・改変に当たっては、自然面での透水性の維持に努めること。
 - ・改変に当たっては、原地形の維持に配慮して行うことが望ましい。
- III [
 - 機能は中。改変に当たっては、III ランク以下を中心に行うことが望まれるが、その際には改変後の土地の透水性の維持に努めること。
- II [
 - 機能はやや小。配慮事項については、III ランクと同様とする。
- I [
 - 機能は小。配慮事項については、III ランクと同様とする。

(イ) 土壌浸食防止機能

水食に対する土地の耐浸食性により機能を評価する。降雨強度、傾斜、土地利用、土壌の種類、土壌の粒径区分の関係により各メッシュごとの年間浸食土量を予測し、浸食を受ける度合いの相対的な結果で、当該メッシュの評価とするもので、土壌の性質が大きく影響する。本市の山林の大部分を覆っている褐色森林土は他の土壌と比較して最も影響を受けやすいため、環境の改変に当たっては土壌の流失に十分な配慮が必要である。

ランクごとの評価基準及び配慮事項

- V
 - ・現状では浸食はほとんど生じないか、軽度の浸食が生じる状況である。
 - ・樹林地が浸食防止機能を高めているため、原地形を大幅に変えることのないような配慮が望ましい。
- IV
 - ・現状では許容量限度に近い浸食を生じる状況である。
 - ・法面は、極力傾斜を緩やかにし、植林等を施す等機能の維持に努めること。
- III
 - ・現状では許容量をやや上回る浸食が生じる状況である。
 - ・改変後の残地は、法面等に植林を施すなど、機能の維持向上に努めること。
- II
 - ・現状では許容量の数倍の浸食が生じる状況である。
 - ・配慮事項については、IIIランクと同様とする。
- I
 - ・現状では著しい浸食を生じる状況である。
 - ・配慮事項については、IIIランクと同様とする。

(ウ) 土砂崩壊防止機能

土砂崩壊の原因である降雨と土砂崩壊発生の難易により評価する。

発生の難易は、表層地質、地形分類、傾斜、土地利用、年降水量、土性、植生、崖の有無により決定されるが、その中でも最も重要な要素は傾斜となっている。本市の傾斜分布は、その過半数が20～40度となっており、土砂崩壊が発生しやすくなっている。したがって、保水性を高め土砂崩壊を抑える働きをしている斜面の樹林を伐採することは、機能の低下を招くことになるため、傾斜が急な箇所は特に保全が望ましい。改変に際しては、傾斜、植生等を考慮し、保水機能や景観を損なわないように植林等を施し、機能を低下させることのないような対処が望ましい。

ランクごとの評価基準及び配慮事項

- V
 - ・現状では機能が最も高い。
 - ・機能の低下となるので、改変は極力行わないことが望ましい。
- IV
 - ・現状では機能はやや高い。
 - ・改変に当たっては、原地形の大幅な変化は行わないようにすること。
- III
 - ・現状では機能は中。
 - ・改変に当たっては、他への影響を及ぼさないよう改変後の地形に配慮すること。
- II
 - ・現状では機能はやや低い。
 - ・改変に当たっては機能の維持、向上に努めること。
- I
 - ・現状では機能は低い。
 - ・改変に当たっては機能の向上に努めること。

3 環境影響評価の範囲

- (1) 環境影響評価の範囲については、対象事業の実施区域とすること。
- (2) 事業者は、自然環境評価データシステムにより、対象事業区域の隣接地についても調査を行い、評価の際の参考に資すること。

4 その他の事項

- (1) 事業者は、環境影響評価に当たっては、環境部まちづくり課と事前の連絡調整を図ること。
- (2) 環境影響評価の実施に当たっては、関係する逗子市の行政計画の趣旨に沿った配慮を行うこと。
- (3) 対象事業区域内に対象事業を行うことにより著しい影響を被ると予測される「1－(1)環境影響評価の項目」以外の自然環境要素が所在する場合は、当該自然環境要素の取扱いについてまちづくり課と協議すること。
- (4) 事業者が自ら調査を実施したときは、そのデータを評価書案に添付することができる。
- (5) 市街化調整区域については、自然環境ランクにかかわらず、自然の生態系に配慮し、保全に努め環境の改変は極力行わないものとする。

別表第1

自然環境ランク	評 価	環境保全目標
A	自然林、樹種の豊富な二次林が分布しており、土地機能が共に高い。自然環境の改変がされた場合、その影響が最も大きくなると予想される。したがって、開発計画等による改変の際には、保存緑地に含む等、現状を損なわない配慮が必要である。	おおむね 80 パーセント
B	樹種の豊富な二次林及び低木二次林が多く分布している。主に斜面地が中心となっており、市街地の多くの地点から見るため、緑地としての景観が良好である。各機能の評価は、全市的に平均以上に保たれているので、自然環境の改変に際しては、機能の維持及び景観が損なわれないよう極力自然地形を保全するよう努める。また、改変により生じた空間には、自然林構成種を用いて植林を行う等良好な樹林地を保全することにより、快適住環境の創造が必要である。	おおむね 60 パーセント
C	低木二次林及び造林地が分布している。土地の総合的な評価では、A・Bランクに比較して生態系維持機能が低い。Bランクと同様に、市街地の多くの地点から見るため、緑地の景観が良好である。したがって、自然環境の改変に当たっては、機能の維持に努めるほか、景観に重点をおいた植林、移植等を行い、良好な環境の維持が望まれる。	おおむね 40 パーセント

別表第2

自然環境ランク	評 価	緑被達成目標
D	造林地の一部及び市街地が分布している。大部分が市街地に含まれるため、緑地が占める割合は低い。したがって、市街地の快適性を高めるため、家屋等の構造物の建築時に生ずる空間については、その緑化に努める。	おおむね 20 パーセント

環境影響評価に係る指針に関する運用基準

逗子市の良好な都市環境をつくる条例第6条第1項の規定に基づき定められた環境影響評価に係る指針の運用基準を次のとおり定める。

1 環境保全目標量の算定

環境影響評価に係る指針2 環境影響評価の方法（2）環境保全目標による環境影響評価の環境保全目標量の算定は次のとおりとする。なお、環境の改変量を決定する際には環境保全目標総量及び、環境保全個別目標量を確保する計画とすること。

・環境保全目標の算定方法

対象区域に分布するA、B、C各ランクの分布に対し、それぞれ環境保全目標（Aランクおおむね80%、Bランクおおむね60%、Cランクおおむね40%）を乗じたものを環境保全個別目標量、それらの合計を環境保全目標総量とする。

・計算方法

環境保全目標総量＝Aランク環境個別目標量＋Bランク環境保全個別目標量
＋Cランク環境保全個別目標量

Aランク環境保全個別目標量＝Aランク分布面積×おおむね80%

Bランク環境保全個別目標量＝Bランク分布面積×おおむね60%

Cランク環境保全個別目標量＝Cランク分布面積×おおむね40%

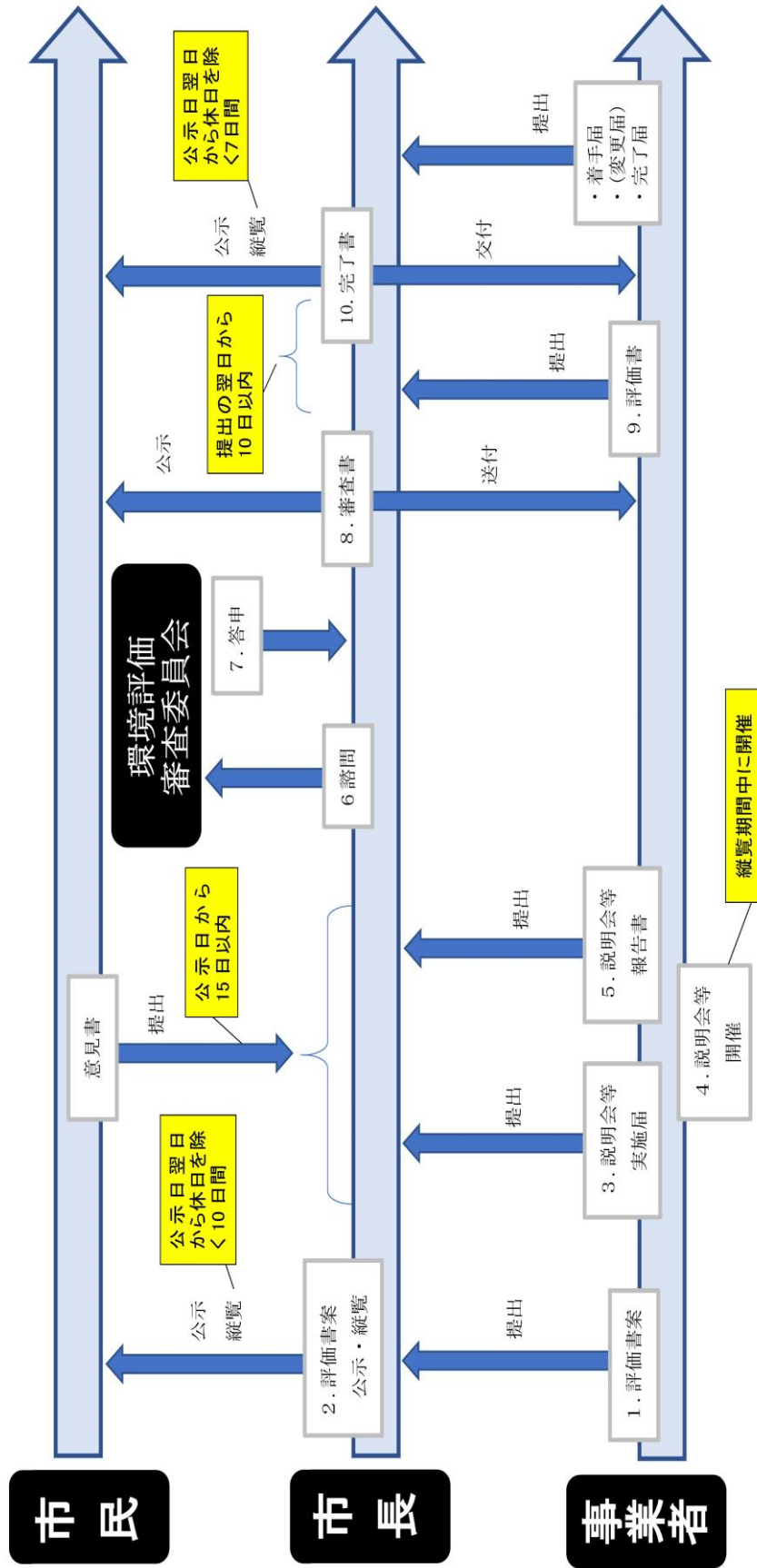
2 復元緑地及び現況緑地の取扱い

・復元緑地は基本的に保全緑地と見なさない。

・現況より良い緑地を残すために復元緑地を保全緑地の面積に算入する場合は、評価書案に理由、復元手法（緑化、土壌への配慮等）を具体的に記入すること。ただし、戸建住宅の庭、種子吹付でしか対応できない造成法面の緑地は保全緑地として認めない。

・Dランクの現況緑地を保全面積に算入する場合は、目標値を設定する際にも、現況に合わせたランクによる評価を行うとともに、評価書案に評価した根拠等を明記すること。

逗子市の良好な都市環境をつくる条例 手続きフロー
 ～小規模対象事業（事業面積 1,000 m²未満）～



逗子市の良好な都市環境をつくる条例 手続きフロー
 ～（事業面積 1,000 m²以上）～

